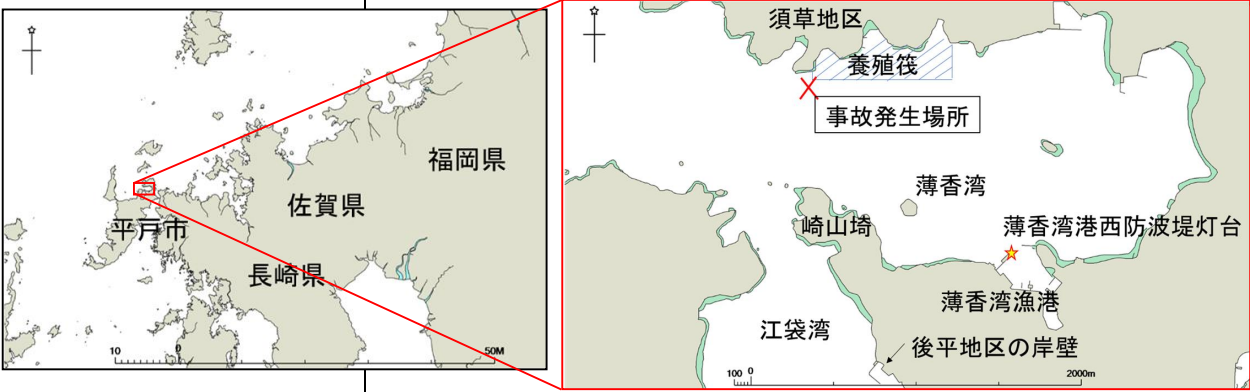


船舶事故調査報告書

令和8年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和6年12月2日 09時40分頃
発生場所	長崎県平戸市須草地区南方沖（薄香湾北西部） 薄香湾港西防波堤灯台から真方位304° 1,540m付近 （概位 北緯33° 23.1′ 東経129° 31.5′）
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、船尾部から浸水した。
事故調査の経過	令和6年12月5日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.3m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船体及び船外機に濡損、船尾部船底に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、水温 約19℃
事故の経過	<p>本船は、救命胴衣を着用した操縦者が1人で乗り、平戸市後平地区（江袋湾）の岸壁を出航した。</p> <p>本船は、船内に床板が設けられており、床板と船底との間に空間のある構造であった。</p> <p>操縦者は、薄香湾北西部の釣り場に到着後、船外機を止め、船尾方にシーアンカーを入れ、釣りを開始した。</p> <p>操縦者は、船尾部において、椅子に腰を掛けて船尾方を向き、釣りをしていたところ、本船の船尾側が沈み始めて舷縁を越えて海水が入ってきたので、海に入り、近くの養殖筏のブイまで本船のシーアンカーの索を引きながら泳ぎ、同ブイに掴まった。</p> <p>（図1 参照）</p>
 <p>The figure consists of two maps. The left map shows the regional context of the accident, highlighting Hirado City (平戸市) in Nagasaki Prefecture (長崎県) and its proximity to Saga Prefecture (佐賀県) and Fukuoka Prefecture (福岡県). The right map is a detailed view of the Bungo Bay (薄香湾) area, showing the accident site (事故発生場所) marked with a red 'X' near the West Breakwater Light (薄香湾港西防波堤灯台). Other landmarks include the Hirado Fishing Port (平戸漁港), the Bungo Bay Fishing Port (薄香湾漁港), and the Hirado Peninsula (平戸半島の岸壁). A scale bar indicates 1000m and 2000m.</p>	
<p>図1 事故発生場所概略図</p>	

操縦者は、転覆して船首部のみが海上に出ている状態の本船を引き寄せた後、近くで別のミニボート（以下「僚船」という。）で釣りをしていた知人に携帯電話で連絡をして救助を求めた。

操縦者は、来援した僚船に救助され、知人が、本船（船首部）と僚船とをロープで繋ぎ、薄香湾北西部から江袋湾に向かってえい航を開始した。

僚船は、本船をえい航しながら南進していたところ、薄香湾南西部（崎山埼北方沖）付近で船外機が停止し、再起動できなくなった。

操縦者及び知人は、しばらくして、僚船が本船をえい航しているのを陸上から目撃した人の通報によって来援した巡視艇に救助された。

本船は巡視艇に收容され、僚船は巡視艇にえい航され、操縦者及び知人と共に平戸市薄香湾漁港に移送された。

本船は、後日修理会社によって、船尾部船底外板中央付近に亀裂が確認された。なお、船内側の甲板及び側壁には亀裂などの損傷は確認されなかった。（写真1参照）

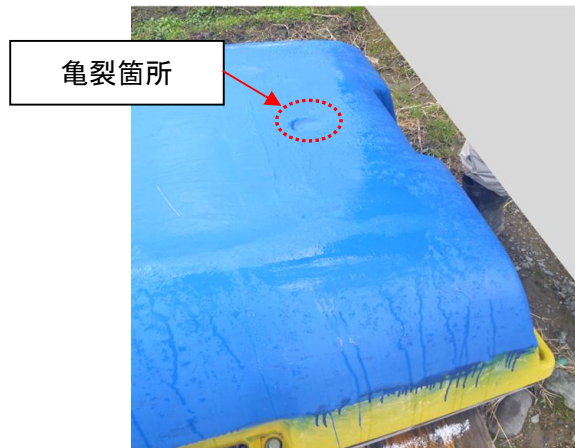


写真1 本船の船尾部船底面（本事故後修理及び塗装を行った状態）

操縦者は、出航前の点検で、本船の水線下部分の外板及び船底の損傷などを確認していなかった。

操縦者は、本船を輸送する際に、車両から降ろして移動するときなどに本船の船底を地面に引きずることがあった。

**分析**

本船は、船尾部船底に亀裂があったことから、漂流中に同亀裂から床板と船底との間に浸水したものと考えられる。

操縦者は、出航前点検で船体状況を確認しなかったことから、亀裂に気付かなかったものと考えられる。

本船の亀裂については、操縦者が本船を車両から降ろして移動する際に本船の船底を地面に引きずることがあったことから、そのときに生じた可能性があると考えられる。

**原因**

本事故は、本船が漂流中、操縦者が、出航前の点検で船体の損傷の有無を確認しなかったため、船尾部船底に亀裂が生じていることに気

	付かず、同亀裂から浸水したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ミニボートの操縦者等は、出航前にミニボートの船体外部（水線下）の損傷などを確認すること。</li><li>・ミニボートの操縦者等は、船体が転覆するなど救援が必要な状態になった際は、必ず海上保安庁に通報すること。</li></ul>